

甲府市農業委員会 11月定例総会議事録

1. 日 時 令和元年11月29日（金曜日）午後2時00分から午後3時14分

2. 会 場 甲府市南公民館

3. 出席委員（18名）

会長・西名武洋 会長職務代理者・柿嶋 敦

【農業委員】

1番 保坂 敬夫 2番 福島 昌之 3番 矢崎 正勝 4番 米山 夫佐子
5番 落合 洋子 6番 田中 由美 7番 土屋 三千雄 8番 長田 孝夫
9番 菊島 建 10番 關野 登 11番 森 信二 12番 花形 満寛
13番 末木 瑞夫 14番 土屋 正人 15番 萩原 爲仁 16番 小林 雅宗
17番 山本 一

【最適化推進委員】

1番 植田 泰 2番 山本 光信 3番 平澤 友良 4番 望月 典雄
5番 埴原 久徳 6番 柳澤 榮 7番 萩原 靖彦 8番 萩原 斉
9番 越石 和昭 10番 市村 秀俊 11番 向山 章雄 12番 齊藤 藤雄
13番 佐々木 茂隆 14番 渡邊 初男 16番 佐野 勝紀 18番 深田 喜徳
19番 小澤 博

4. 欠席委員（0名）

【最適化推進委員】

15番 塚田 泰英 17番 米山 伸一

5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事務局 長 青木 進
農地係 係 長 齊藤 欣也
係 長 佐野 慶一
主 事 一ノ瀬 匠
振興係 係 長 牧野 公治
技 師 井上 健洋

6. 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 令和元年12月告示分農用地利用集積計画について
議案第5号 甲府農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の総合見直しについて

報告案件

- 報告第1号 農地法第4条の規定による届出について（市街化区域届出）
報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（市街化区域届出）
報告第3号 農地法第5条の規定による届出後の計画変更について
報告第4号 返納届について
報告第5号 農用地利用集積計画の解約について

午後2時00分 開会

○事務局（斉藤係長）

それでは、令和元年11月定例総会を始めます。

本日の総会は、農業委員定数19名中、19名全員の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。

つづきまして、西名会長よりごあいさつをいただきます。会長お願いいたします。

○議長（西名会長）

《 西名会長 挨拶 略 》

○事務局（斉藤係長）

ありがとうございました。それでは、甲府市農業委員会総会会議規則により、会長が議長を務め会議を進めて参ります。会長よろしく、お願いいたします。

○議長（西名会長）

ただ今から、甲府市農業委員会11月定例総会を、農業委員会等に関する法律、並びに甲府市農業委員会総会会議規則により、会議を進めて参りますのでお願いします。

まず始めに、11月定例総会の議事録署名委員ですが、議席の順番により4番の米山夫佐子委員と、5番の落合洋子委員のお二人にお願いしたいと思います。

それでは早速議案の審議に入ります。本日予定している議題は5つありますが農政課の野呂瀬課長補佐が見えておりますので、順番を繰り上げ、議案第5号の甲府農業振興地域整備計画の総合見直しから説明をいただきたいと思っております。この案件は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規程により、農業委員に意見を聴くことになっております。

前回は、農業振興地域整備計画の変更を平成29年に行いましたが、本日は、総合見直しということで説明を受けることとなります。説明は、産業部 農政課 野呂瀬課長

補佐より説明をお願いします。

○農政課（野呂瀬課長補佐）

総会の貴重な時間をいただき、ありがとうございます。農政課の野呂瀬と申します。よろしく願いいたします。お手元の農業振興地域整備計画の概要がありますので、こちらから説明いたします。

《 別紙 『甲府農業振興地域整備計画の概要』 説明 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。野呂瀬課長補佐による概要の抜粋について、分かりやすく説明していただきました。こちらについては、来週月曜日に農業振興地域整備協議会が行われることになっており、農業委員会からは会長、職務代理、保坂北ブロック長が出席し、委員に委嘱され協議することになっています。こちらに、農業委員や農地利用最適化推進委員の意見をいただきながら、反映していきたいということです。本日は、そのために農地利用最適化推進委員にも同席していただいておりますので、皆様から質問や意見がありましたらお願いします。

○中道南地区委員（柿嶋委員）

農地利用計画の中の、中道南部地区のことについて1点お願いがあります。旧中道町においては、南部もそれらも含めて農業振興地域です。特に南部地域は山付きであって、笛吹市境川と、中央市豊富に囲まれている純然たる農業振興地域です。そこで、計画の中でも前々からお願いがしてあります獣害対策についても対策を講じるということが期待されていますが、本日のお願いが、この計画はあくまでも構想ですので、2番目の農業生産基盤の実際の整備計画へ位置づけをお願いしたいと思います。人・農地プランを進める上で、右左口で2ヶ所、本日も1ヶ所予定しているのですが、一番地元の農家の皆さんから強く出されるのが獣害対策です。人・農地プランを進めるのと一緒にやっついていかないと純然たる農業振興地域に、今後担い手や新規就農者が入ってきて農業規模を拡大することや、農業振興を進める上で弊害になっています。ぜひとも農業生産基盤の整備計画への位置づけをお願いします。そこからが、ゼロからのスタートとなると思います。特に、七覚は独自のマスタープランを作っており、構想はありますが、具体的な整備計画の位置付けにはなっていません。したがって、農政課で中心になってお作りになられた七覚のマスタープランについてアンケートなどの依頼を受け、地域で何度も打ち合わせをして、マスタープランの作成の協力を行ってきました。それを現実化する意味においても、ぜひ農業生産基盤の整備計画への位置づけをお願いします。以上です。

○議長（西名会長）

野呂瀬課長補佐、お願いします。

○農政課（野呂瀬課長補佐）

お手元の、本日配布した甲府農業振興地域整備計画書の7ページから具体的な農業生産基盤整備開発計画が表になっております。8ページの一番下に農道整備、水路整備

とあって、農道、用水路工、農地保全、七覚とあります。位置付けとしますと農地保全というところで獣害対策と読める形となっております。獣害対策といえは、私も農地プランの関係で、各地域に入り、いろんな意見をいただいておりますが、やはり獣害対策は非常に多くございます。獣害対策は柵をずっと張っていくやり方と、一枚一枚の畑を囲っていくというやり方と大きく分けて2つあります。地域をぐるっと柵で囲うとなると、延長にもよりますが億単位の金額になります。そうすると、公共事業、県営の土地改良事業を取り込む中で整備していかなければならない。但し甲府市の方でもなかなか費用負担など実際に県営の事業が動いているところもありますので、一度に全てという訳にもいきませんが、期を見ながら計画に載せて、対策を講じていきたいと考えております。

○中道南地区委員（柿嶋委員）

農地保全の中ではなく、ずばり入れることはできないのでしょうか。

○農政課（野呂瀬課長補佐）

ここの部分が、事業もメニューも項目になっており、表現的にはこういった表現になっております。市として、5年なり、10年なり先を見ながらの計画になりますので、ここに載ると来年実施されるということではなく、市としても、こういうことをしっかり考えているということです。

○議長（西名会長）

よろしいでしょうか。他にございますか。關野委員どうぞ。

○山城地区委員（關野委員）

先ほど説明していただきました、主な変更の内容の事ですが、26日に知事の会見があり、それを受けて27日に市長の会見がありました、14haの除外という話がありました。リニアの関係の大津と、総合球技場に併せての大規模集客施設ということで、小瀬スポーツ公園の南側ということですが、エリアを限定した14haなのか、それともエリアだけでなくその周りの青字の部分も含めた区域を除外していく方針なのか、確認したいと思います。

○議長（西名会長）

野呂瀬課長補佐、お願いします。

○農政課（野呂瀬課長補佐）

重点区域を外すというのは、青字からすぐに除外するというものではありません。重点区域という考え方は、甲府市内で10ha以上、20haなど大きな塊で、甲府市の農業振興を考える上で将来的に面的な農地として確保していこうという考えの下に、除外というものをなるべくしないでいようというところで設定されています。これを重点区域の一つのフィルタをとったから今回の見直しで青字が白地になったということではありません。当然青字のまま現存していますので何か開発が掛かると5つの要件を満たさないと除外が出来ないということになります。エリアの話がございましたが、おおむね金属工業団地から小瀬スポーツ公園までを農地のエリアと捉えていただきたいと思います。その中で、地域未来法という法律で重点促進区域が同じエリアで被っ

ております。地域未来法で、重点促進区域が設定されたからといって、あのエリアが全て白地になったということではありません。それは地域未来法に基づく土地利用調整計画という中で、土地利用調整をしっかりと、これはほぼ 5 要件と同じような要件を満たさなければ外れないということもありますけど、一定の作業を行う中で除外をするということです。

○山城地区委員（關野委員）

整備計画では、方針方向としては除外の方向でいきますよということをも明文化しておくという事ですね。リニアの関係等、具体化したときに除外しておくという考え方で理解して良いですか。この段階で、除外してしまうということではないですね。

○議長（西名会長）

野呂瀬課長補佐、お願いします。

○農政課（野呂瀬課長補佐）

重点区域が被っている青字の除外は、法定では 5 要件ということですが、市の考え方として、将来を見越して農地として確保していきたいという考え方がございます。具体的には、農家の分家住宅、病院など地域になくっては困るもの。農家の方が農業をやる上でどうしても必要なものなどは、認めていきますが、それ以外のものは認めないというのが重点区域の肝でございます。例えば重点区域に企業が入りたいというのであれば、それはダメですよという判断をしていこうということでございます。今回重点区域を外したということは、いろんな動きのある中で将来的にそういった都市的な土地需要が高まってきて、今後、甲府市として重点区域として小瀬の南側を守っていくかどうかというところの部分での判断ということでございます。重複しますが、重点区域が外れたからといってすぐに白地にするということではなく、あくまで 5 要件なり、関係する法例の土地利用調整に基づいて手続きをしていくというものでございます。

○議長（西名会長）

今の説明でよろしいですか。

○山城地区委員（關野委員）

わかりました。

○議長（西名会長）

今、面積のことを關野委員が言った需要については、あくまでも環状線を中心にした道路整備の面積といったことでよろしいですか。

○農政課（野呂瀬課長補佐）

その通りです。

○議長（西名会長）

他にはよろしいでしょうか。

○議長（西名会長）

他に意見もないようですので、農業振興地域整備協議会には、今の意見が農業委員から出たということをご報告させていただきます。

○玉諸地区委員（落合委員）

落合です。よろしくお願いします。2 番の案件についても〇〇〇ということなので、特段問題ないと思います。よろしくご審議を、お願いします。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。地元委員からの説明がありました。それでは質疑に入ります。皆様から質問や意見がありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、特に意見もないようですので、ここで採決をさせていただきます。

議案第 1 号の農地法第 3 条による許可申請に賛成の方は、挙手をお願いします。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の賛成の挙手をいただいたので、議案第 1 号については、許可書の交付をして参ります。

つづいて、議案第 2 号は農地法第 4 条の規定による許可申請についてです。事務局より説明してください。

○事務局（一ノ瀬主事）

今月の 4 条許可申請は 1 件でございます。議案書 2 ページの 1 番、地図は 1 ページの 4 条No.1 をご覧ください。申請地の所在、地目、面積、申請人については、議案書記載のとおりです。下鍛冶屋橋から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面・西面・北面は農地、南面は道路となっています。農地区分は、第 2 種農地と判断しました。申請人は、昭和〇〇年頃より、申請者の〇〇〇〇〇〇として転用していたことから、今回始末書添付による申請となります。以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。この案件については、私の担当している地区ですので若干の補足説明をさせていただきます。

こちらについては、事務局から説明があったとおりですが、該当する土地の隣に当時、〇〇があったのですが、〇〇〇ときに農地転用をしたのか、手続きをしなかったのか、曖昧になっていますが実際に〇〇〇います。ここは県の交差点改良で、このお宅も協力するという中から、この問題が分かりまして、改めてここで 4 条の申請となったこととでございます。過去の〇〇〇〇が残したものを清算するということとなります。よろしくご審議をお願いします。

○議長（西名会長）

皆様から質問や意見がありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○事務局（井上技師）

議案書は 25 ページ 16 番及び 29 ページ 27 番になります。借り手、貸し手及び、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりとなっております。以上です。

○議長（西名会長）

事務局より説明があったとおりです。委員さん自らという案件でございます。それでは質疑に入ります。皆様から質問や意見はありますか。

《 無しの場合 》

○議長（西名会長）

特別ないようですので、採決をいたします。

議案第 4 号 利用権設定の 16 番、27 番の案件に賛成の方は、挙手をしてください。

《 賛成多数の場合 》

○議長（西名会長）

ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、この案件については、決定して参ります。

土屋三千雄委員については、ご着席をお願いします。

【 土屋三千雄委員 着席 】

○議長（西名会長）

本日予定をしている全ての審議を終了しましたが、議案以外で皆様の方から何かありましたらお願いします。

以上をもちまして 11 月定例総会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

午後 3 時 14 分 閉会